

第 9 章 消費税

9-4 消費税の簡易課税制度

Q 9-4

消費税の簡易課税制度について教えてください。

A 9-4

(1) 制度の概要

消費税の簡易課税制度とは、課税仕入れ等に係る消費税額について実際の仕入れ等に係る消費税額を計算することなく、その課税期間の課税標準額に対する消費税額を基に計算する方法をいいます。

その計算式は、次のとおりです。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税仕入れ等} \\ \text{に係る消費税} \\ \text{額の合計額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ \text{に対する} \\ \text{消費税額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{売上対価の} \\ \text{返還等に係る} \\ \text{消費税額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{みなし} \\ \text{仕入率} \\ \text{(\text{※})} \end{array}}$$

(※) 医療・介護・福祉のみなし仕入率は、第 5 種事業に該当し 50% です。

この制度のポイントは次の 3 点です。

イ 簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、その適用を受けることとなった最初の課税期間の初日から 2 年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することはできません（原則として、2 年間の継続適用が義務付けられています。）。

ロ 平成 22 年 4 月 1 日以後に課税事業者の選択をした事業者は、課税事業者となった日から 2 年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その申告を一般課税にて行った場合には、原則としてその課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から 2 年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することはできないため、3 年間は一般課税により申告を行うこととなります。

「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出した課税期間まで存続しますので、それまでの間に基準期間の課税売上高が 5,000 万円超である課税期間があったときでも選択届出の効力は消滅しません（ただし、基準期間の課税売上高が 5,000 万円超である課税期間は簡易課税制度によらず原則的な方法（一般課税）により申告することとなります。）。

ハ 簡易課税制度が適用できない課税期間について、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿および課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

(2) 適用事業者

簡易課税制度を適用できる事業者は、原則次の要件を満たしている事業者です。

要件	① 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していること (原則として適用を受ける課税期間の初日の前日までに提出していること)
	② 課税事業者の基準期間における課税売上高が 5,000 円万以下であること

平成 24 年 9 月 26 日

簡易課税制度は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間について適用されます。

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、適用をやめようとするときは、原則「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することによって、原則的な方法（一般課税）に戻ることができます。

なお、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出した日を含む課税期間までは、「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力が存続しますので、一般課税による申告書を提出することができるのは、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出した日の属する課税期間の翌課税期間からとなります。